

北沢の不法投棄問題の解決に向けて(5)

今回は、平成十七年四月に旧馬頭町が策定した「県営最終処分場建設受け入れを契機とした地域振興基本方針」について改めて紹介します。(旧馬頭町広報はとう平成十七年七月号既報)

馬頭町では平成二年、小口北沢地区において大量の産業廃棄物の不法投棄が発覚し、その適正処理方法については、紆余曲折を経て、平成十六年四月に最終処分場建設により

など、循環型社会形成に向けての新たな取り組みが、全国的に活発化してきており、環境問題に対する意識も高まってきています。

解決を図ることを決定し、栃木県に対し不法投棄物撤去のための県営管理型最終処分場設置に係る要望書を提出しました。これを受けて県は、平成十六年五月に「県営による最終処分場建設の着手」を表明し、平成十六年度に基本計画を策定し、現在は基本設計の策定業務、事業実施のための環境アセスメントを進めています。

町では、若年層の減少や高齢化の急速な進展、地域経済の低迷による雇用の場の減少など、地域存立基盤の低下が現れてきており、行政の大きな課題となっています。

そこで、町においても、環境保全施設である県営最終処分場の受け入れを契機に、行政課題の解決に向けて、環境の視点に立った地域振興策、地域整備の在り方を検討し今後取り組むべき「環境と共生する町づくり」をキーワードにした地域振興策の指針となるべき基本方針をまとめました。

このようなか中、地球温暖化防止を目的とした京都議定書が発効し、資源循環システムの構築や新エネルギーの活用

基本理念

馬頭町の特長と課題、栃木県における循環型社会構築に向けた取り組みを踏まえて、環境共生型地域としての発展を目指して、最終処分場受け入れを契機とした『環境と共生する町づくり』を以下の二つの分野から展開します。

- ・循環型社会づくり
- ・『環境との共生』を軸とした地域資源の活用、振興

テーマ

『環境と共生する町づくり』を展開していくために、馬頭町が過疎・少子高齢化の進展による地域活力の低下から脱却し、将来に向けて持続的な発展を実現できるよう、地域の活性化につながる運動を展開していきます。

- ・住民参加型、町ぐるみの地域振興としての展開
- ・広域的なネットワークの構築と活用

地域振興策を体系的にまとめると次のようになります。

地域振興策施策体系

1

循環型社会形成のための地域整備

- ア 廃棄物の適正処理
- イ 循環型社会推進への環境教育と住民参画
- ウ 環境共生型の社会、生活づくり

2

地域資源活用、振興のための地域整備

- ア 既存施設間のネットワークの強化
- イ 「環境共生」を軸にした地域産業の振興、関連施設との連携
- ウ 環境教育、体験学習等を軸にした地域産業、関連施設との連携

3

最終処分場設置による影響を緩和するための地域整備

- ア 交通安全の対策
- イ 風評被害の防止
- ウ 環境の保全

4

町外とのネットワーク形成のための地域整備

- ア ネットワークの強化
- イ 広域での循環型社会形成の推進
- ウ 周辺施設との交流、連携の強化

環境アセスメント

ある行為（公共事業など）によって環境にいかなる影響が生じるかを事前に調査研究し、それを報告書にまとめて公表することをいいます。

県営処分場建設計画 小川地区で初の説明会

一月三十一日、小川総合福祉センターすこやか共生館で「馬頭最終処分場に係る町民説明会」が小川地区住民を対象に開催されました。

約八十人が出席した説明会で川崎町長は、過去の経過や町の基本的な姿勢、考え方について説明するとともに、事業の推進について理解を求めました。県生活環境部の蓬田



和夫環境局長は、「処分場は県が直接建設する。那珂川町の重い決断に感謝している。信頼される施設を建設する。環境と共生する町づくりを支援する。確実に一歩一歩進んでいく」とあいさつ。その後、事業の概要や現在の進捗状況などの説明がありました。

住民からは「風評被害について対策してほしい」などの要望が出され、県は風評被害などへの対応策を検討しているとの考えを示しました。また、「廃棄物を搬入する際のごみの運搬や処分場安全管理マニュアルづくりは、町と協議して作成したい」と話しま



した。
住民の皆さんから出された主な質疑と回答について、お知らせいたします。

Q 全国でどれくらい管理型最終処分場があるのですか。

A 公共が関与している管理型最終処分場は、全国で十八カ所あり、近くでは、最近笠間市に整備されたところです。全国で県営の処分場は埼玉

県、神奈川県と秋田県だけで、管理型処分場のない県は、本県と山梨県、和歌山県の三県です。

Q 八十万㎡の処分場であるが、何年くらいで満杯になるのですか。

A 概ね十年程度と考えています。

Q 基本計画の中で監視システムの概要が記載されているが、住民だけが監視するように見受けられます。監視は民間だけでなく、行政も一緒にやってやるべきです。また、ルールを守らないときにどのようなペナルティを科すかも基本計画の中に載せてもらいたいと思います。

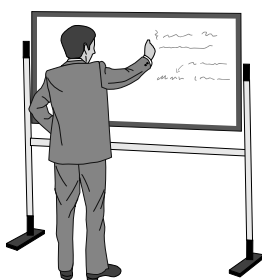
A 具体的なルールづくりについては、今後町民の意見を聞きながら町と協議し、ルール化していきたい。県が民間

会社に委託して監視するのでなく、地元住民の皆さんにお願いし、協定書どおり運営されているかどうか監視していただくことになると思います。

Q この処分場建設について、那珂川町の住民のメリット、デメリットを教えてください。

A 処分場を引き受けた以上は、それを町づくりに生かしていくべきであり、処分場の安全性を確保した上で、いかに環境にやさしい町づくりをするかがポイントとなります。そのように考えると、町の大きなメリットとなるし、メリットにするかデメリットに

するかは、町と住民の皆さんが一体となった協働の町づくりというのが欠かすことのできない条件であります。その一方で県にも精一杯支援してもらいます。これからますます住民の皆さんの知恵をお借りして一体的に進めていきたいと考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。



不法投棄現場周辺にかかる 水質分析結果

(平成17年度年間変動調査分(ダイオキシン類))

小口字北沢地内不法投棄現場周辺の水質分析結果をお知らせします。

調査項目 ダイオキシン類
採水日 平成17年11月14日
採水場所 1 周辺環境水

- (1) 投棄地直下河川
- (2) 小口川上流
- 2 投棄現場
- (3) 投棄地下流側浸出水

調査結果

周辺への汚染拡大の兆候は認められない。

詳細については環境整備対策室(☎0287-92-1110)にお問い合わせください。